「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に関する意見

[氏名(連絡担当者)]

日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二

[住所] 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館401

[電話番号] 03-3431-9800

[FAX番号] 03-3431-0509

[電子メールアドレス] hashimoto@jmcti.or.jp

意見番号	意見	貨物等省令第8条第九号の二 「プログラム」の追加について
1	意見内容	 貨物等省令第8条第九号の二 休眠暗号の有効化手段として「プログラム」が追加されましたが、「装置、電子組立品、モジュール、集積回路」を用いることで、「プログラム」が休眠状態から有効になるものとはどのようなものでしょうか。具体的な事例等を開示いただきたい。 因みに、WAではこの部分を「an item」となっておりますが、これまで「ある貨物」としていたものを「ある貨物又はあるプログラム」として改正しております。
	理由	貨物の規制の中に技術(プログラム)が含まれることになり、社内等の該非判定の際に 主旨を徹底させるため。

「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に関する意見

[氏名(連絡担当者)]

日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二

[住所] 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館401

[電話番号] 03-3431-9800

[FAX番号] 03—3431—0509

[電子メールアドレス] hashimoto@jmcti.or.jp

意見番号	意見	貿易外省令第9条第2項第十四号ハ
2	意見内容	本特例により提供したプログラムについて、貿易外省令第 9 条第 2 項第十四号二(一)の特例 が適用できるか否か見解をご開示いただきたい。また、 $Q\&A$ 等にて、ご見解の公開をお願いする。
	理由	 改正前の適用条件である、「(一)プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが物理的に困難であるもの」が削除され、本特例の適用は増えると思われます。 しかしながら、本特例により提供したプログラムについては、バグ修正プログラム等を提供するための貿易外省令第9条第2項第十四号ニ(一)が法令上適用できず許可が必要とも読めます(役務取引許可を受けずに提供したため)。 そうであるとすれば、バグ修正プログラムの提供において、より慎重な社内の対応が必要となります。

意見番号	意見	貿易外省令第9条第2項第十四号ハ
3	意見内容	上記の意見番号3の質問に対するご回答・ご判断が「特例の適用可」であるならば、貿易外省令第9条第2項第十四号ハに「(二)」として下記の内容を追加する修正をご検討いただきたい。 修正案(例): 貿易外省令第9条第2項第十四号ハ (一) 輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)と同時に提供される、当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引 (一)により提供されたプログラムの不具合を修正したプログラムであって、(一)の特例を適用した範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのものであって、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引
	理由	Q&A等での解説よりも、法令文そのものに明記いただく方が、より直接的に規制の主旨が 浸透されると考えます。